

	<h2 style="text-align: center;">心身障害者福祉手当の対象を拡大</h2> <p style="text-align: center;">～ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方へ月額 10,000 円を支給～</p>
支給開始日	4月1日(日)
申請場所	練馬区役所保健予防課および区内保健相談所(6か所)
<p>区は、来月 1 日から、「精神障害者保健福祉手帳 1 級」の方を対象に、心身障害者福祉手当を支給します。支給額は月 10,000 円で、23 区中最高額です。(7 区で支給)</p> <p>同手当は現在、身体障害者、知的障害者に支給しており、新たに精神障害者を追加し、障害者の生活をより一層支援するものです。</p> <p>区では、引き続き、居宅介護やグループホームの整備、地域精神保健相談員の配置等、精神障害者が地域で安心して生活できるための施策の充実に努めてまいります。</p>	

【対象】

人数：約 200 人

要件：申請時に 65 歳未満の方

区内の精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付人数は約 300 人

【参考】精神障害者保健福祉手帳について

交付対象：精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方

有効期間：2 年間(2 年ごとに申請し、障害の状態を再認定して更新。1 級から 3 級まで)

内 容：税金の減額・免除、都営交通乗車証の発行、都内路線バス運賃の割引など

【問合せ】練馬区 保健予防課 精神保健係 電話 03 - 5984 - 4764